

CO・OP

京都の生協

2011/April/No. 74
京都府生活協同組合連合会



くらしの安心・安全は私たちの手で
—消費生活相談の経験から—

TalkTalk トークとーく

●NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事
NPO法人京都消費生活有資格者の会 理事
消費生活専門相談員

まつもと くみこ
松本 久美子さん

●京都府生活協同組合連合会 会長理事

こばやし ともこ
小林 智子

対談

TalkTalk

トークとーく

くらしの安心・安全は私たちの手で

—消費生活相談の経験から—

NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事
NPO法人京都消費生活有資格者の会 理事
消費生活専門相談員

京都府生活協同組合連合会 会長理事

松本 久美子さん

小林 智子

マルチ商法、住宅リフォーム詐欺、未公開株をめぐるトラブル等々、悪質な業者による消費者被害はたえることがありませんが、被害者によりそい、はげまし、ときには業者ときびしく対峙し、消費者の権利を守するために法律や条例を変えることにも力をつくす、「消費生活専門相談員」という仕事があります。松本さんは、この仕事の草創期から31年間、消費者の声に耳を傾けてこられました。

消費生活相談員は根気と体力が大切

小林 松本さんは「消費者の心強い味方」として、第一線で働いてこられました。難聴になるなど、ご苦労されたのです。

松本 ええ、10年ほど前に耳が聞こえにくくなりましたね。私はたんなる老化現象だと思っていたのですが、お医者さまは「職業病だろう」とおっしゃいました。なにしろ電話相談のときは、相手の方の声を聴きのがすまいと、状況に

よっては1時間以上も受話器に集中しているものですから。

また、以前は手書きで聞き取りや業者との交渉記録をしていて、かなりの字数を書きま

担当されるのですか。松本 センターによって件数差がありますが、京都市では5年前までは1人あたり年間約1000件受けていました。私の場合、相談員になって

が右腕に出たこともあります。消費生活相談員は根気と体力が必要ですね。

小林 それぐらい強い緊張をとまなうお仕事だということですね。消費生活専門相談員の方はどれぐらいの件数を

C/O/N/T/E/N/T/S

トークとーく対談

くらしの安心・安全は私たちの手で	2
—消費生活相談の経験から—	2
<東北地方太平洋沖地震>	
今こそ助け合いの力を	7
京都災害ボランティア支援センターを設置	7
2011年 京都府生協連 新春交歓会開催	8
「きょうと食の安心・安全フォーラム」を開催	10
平成22年度食の安心・安全意見交換会	10
第2回日本生協連関西地連食品安全推進会議	10

会員生協NOW® 京都医療生活協同組合

TOPICS

●近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会	14
●食と農のひろば	14
●「男女共同参画」をテーマに理事会公開学習会	14
●監事・役員研修会	14
●2010年度臨時総会開催	15
●京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスとその被害」	15

●2010年度近畿地区生協広域連携図上演習

～東南海・南海地震を想定して	15
●会員生協との相互連絡防災通信訓練	15
●「防災のつどい」を開催	15
おもな行事のお知らせ	16
探訪	
CO・PO・RI (コッポリ)	16

NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事
NPO法人京都消費生活有資格者の会理事
消費生活専門相談員

松本 久美子さん



消費者問題に関心をもちようになったのは……

小林 どんなきっかけで相談員になられたのですか。

松本 私が相談員になったのは、1976年12月、京都市消費者センター（現・京都市市民総合相談課「京都市市民生活センター」）が設立されたときです。それまでは主婦でしたが、ごく短期間、栄養士として働いた経験がありましたので、自分の子どもの学校給食の献立表を見て、たいへんショックをうけました。というのは、本来、食物から摂取すべきビタミンAが添加されていましてね。これが消費者問題に関心をもちようになった最初の出来事です。

それと、長女が小学校入学前に小児ぜんそくになりました。病院で小児ぜんそくのお母さんたちと話していますと、娘と同じように、お布団を干した日にかぎって発作が出るとおっしゃるんです。ちょうど四日市ぜんそくが問題になってくる時期でしたので、長女のぜんそくも大気と関係があるのではないかと考える

ようになりました。

そんなことがあって、生活者の目線で公害問題に取り組む京都生活公害協議会に参加するようになり、食品添加物「AF2」（※1）の使用禁止をもとめる運動や琵琶湖の水質問題（※2）、PCB（※3）の製造・使用禁止をもとめる運動にかかわるうちに、京都市消費者センターが設立されることになり、京都市から「相談員に」とお誘いを受けました。

小林 76年といえば、私は子育てのさなかでした。「複合汚染」という本がベストセラーになって、食の問題には関心をもっていました。消費者問題については情報が少なく、関心も少なかったように思います。そういう時代に松本さんは消費生活相談という、当時としては新しい仕事をはじめられたのですね。

松本 新設されるセンターですから、自分に自信も力もないので、いったんはおことわりしたのですが、他セン

ターの相談員をしている友人たちが「手伝うよ」「支援するよ」と応援してくれますので、「石の上にも3年」というコトワザもあるし、3年だけはがんばってみようか」と心を決めました（笑）。

でも、おっしゃる通りに、前例も資料もない仕事で、ほんとうに手探りでしたから、国民生活センターのさまざまな研修や支援がとても大きな力になりました。とくに国民生活センターの消費生活相談員養成講座8週間研修は、知識の習得だけでなく行政の相談員としての役割と姿勢をたたき込まれました。全国に仲間ができ、情報交換のネットワークができたことで、相談者へのトラブル救済につながれたと思います。京都市消費者センターも、スタート当初は7名体制（相談員2名、所長をふくむ職員5名）でしたが、どの職員も消費者問題に熱意をもっておられました。そういう方がたとスタートできたことは幸運だったと思います。

※1：AF2

戦後のタンパク質不足を補う食品のひとつに「魚肉ソーセージ」があり、「日の当たるところに置いていてもいつまでも腐らない」食品として重宝されました。この「いつまでも腐らなく」させたのが、食品添加物として使用された殺菌料「AF2」でした。しかし、その後の研究で、「AF2」には遺伝子を変異させる恐れがあることがわかり、消費者・科学者の反対運動によって1974年に使用が禁止されました。以降、魚肉ソーセージに「AF2」は使われなくなりました。

※2：琵琶湖の水質問題

1977年5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つに合成洗剤に含まれているリンがあるのではないかという指摘があり、「粉せっけんを使おう」という運動がすすめられました。その後、下水・農畜産業・工業廃水など多様な要因により赤潮が発生することが解明され、滋賀県では琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例を制定して、水質改善の取組みをすすめています。

※3：PCB

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性・不燃性などの特性をもつことから、電気機器や熱交換器、ノンカーボン紙など幅広い用途に使用されてきました。1968年、米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、1万3000人以上が食中毒をおこすという「力ネミ油症事件」が発生しました。この事件をきっかけに、PCBの生体・環境への影響があらかになり、1972年に製造が中止されました。

※4：豊田商事事件

客と金の地金を購入する契約を結ぶが、現物は客に引き渡さずに証券しか手許に残らない「現物まがい商法（ペーパー商法）」で、おもに独居老人がねらわれました。線香をあげたり身の世話をしたりして相手につけ入り、契約を結ばせていきました。1985年に社会問題化しました。被害総額は2000億円近く、被害者数は数万人以上といわれています。その後、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」が制定され、金などの預託取引契約にたいして、一定期間内なら理由のいかんを問わず契約を解除できるクーリングオフ制度が導入されました。



京都府生活協同組合連合会 会長理事

小林 智子

消費生活相談員の原点としての豊田商事事件



小林 私が消費者問題を最初に意識したのは、生協の学習会で金のパーパー商法の豊田商事事件(※4)を知ったときです。講師の先生は、

「被害者は高齢者が多く、ほとんどの人は『だまされた自分が悪い、恥ずかしい』と自分を責めて、裁判の原告をつのつても応じる人は少なかった」とおっしゃっていました。

消費者としては、まずだまされないことが大事ですが、だまされたら、それを訴えて取り戻す権利があるということを自覚しなければいけないし、その権利を行使して、実際に取り戻さなければいけな

いと思います。そのためには、消費者被害の問題を世の中にきちんと知らせていくことが大事だということを、そのときに痛感しました。

松本 被害情報を広く早く社会で共有することが、被害の拡大を未然に防止することになりますからね。その意味で、豊田商事事件は、私の消費生活相談員としての活動の原点になる事件でした。というの、当時はどこの消費者センターも、「これは欲ボケした消費者の投資事件で、消費者問題ではない」という態度でしたから、私たち相談員も実態は知りつつ、なかなか

対応できなかったのです。

ジレンマを感じていた私は、とうとう、90歳近い高齢の女性の被害者のお宅へ京都市消費者センターの所長を連れていきました。その方は、独居

で寝たきりで、生活保護をうけていらしたのですが、自分が亡くなったときの備えに30万円だけ、行政には内緒で貯金をなさっていたのです。それを知った豊田商事の若い社員は、「この番号の通帳はもう使えなくなる。うちに預けてくれたら郵便貯金より高い金利でふやしてあげる」といい、彼女が「ふやす必要はない」と何度もことわったにも

かわらず、「貯金が福祉(生活保護のこと)に知られたら打ち切られる」とおどして、結局、貯金通帳と印鑑をとりあげてしまいました。

現場でこの話を聞いた所長は、私が「これでも欲ボケといえるのですか? 消費者問題ではないのですか? やはりセンターで、あっせんすべきではありませんか?」と申しますと、「やりましょう」といつてくれました。それで、京都市は他の都市にくらべて比較的早い段階から取り組んで、豊田商事の社長が刺殺されるまでは奪われた金を取り戻すことができました。

地方消費者行政の役割・国民生活センターの重要性

小林 消費者庁ができ、消費者の権利を守る法制の整備

がすすんでいます。高齢者や障害者をねらった悪徳商法は後をたちませんし、マルチ商法の被害にあう若い人もふえています。これからの消費者

行政には、どんなことを望まれますか。

松本 地方の消費者行政は、相談員をおとして、消費者の生の声を聴いているのですから、被害救済とともにその情報を迅速に公開し、被害の拡

大・拡散を防ぐことがもたられると思います。また、特定商取引法や条例を活用して悪質業者の指導を強化しても

らいたいですね。京都府の場合、地形上、北部と南部の格差という問題が

あって、北部は南部にくらべて、相談窓口や相談員の数も少なく、情報や救済を受ける

こととの格差があります。こうした状況を放置しますと、救済できる割合も低くなりますので、地方行政としては、格

差をなくして、すべての府民が公平・平等に被害回復のための支援を受けられるようにすべきだと思います。地方消費者行政活性化基金も、そ

ういう方向で有効に使っていただきたいですね。



国レベルで申しますと、国民生活センターを廃止するのは大問題だと思っています。国民生活センターの事業のひとつである商品テストの場合、各地のセンターの相談事例解決のために国民生活センターにテストを依頼します。国民生活センターは、消費者の誤使用で起きた事故であっても、波及する恐れがあると判断したら再現テストをおこないます。

原因を究明した場合は、事例の発表だけではなく、消費者が安全な商品の選択ができるよう、商品の銘柄や企業名をあきらかにして公表し、関係機関に注意を呼びかけます。スキマで起こる事故の究明にはなくてはならない、消費者にとって消費者目線のなくてはならないテスト機関です。そこが原因究明をおこなうN I T E (独立行政法人 製品

評価技術基盤機構)とは違うところだと思っています。小林 野村総研による独立行政法人の認知度調査でも、国民生活センターは造幣局、大学入試センターに次いで第3位でした。それだけ国民によく知られ、信頼されているということですね。松本 そうなんです。40年の歴史がありますものね。国民生活センターには全国のセ

ンターから集まった消費者被害・危害の情報を収集、分析した結果をふまえての情報の発信から、直接相談をふまえての地方の相談員への事例解決にむけた研修・相談の支援まで、さまざまな機能が集中しています。だからこそ有効に動けるわけで、廃止ではなく、むしろ、もっと充実させていってほしいと切に願っています。



相談員だからできること——あたたかいハートと正義感とこまやかな感性と好奇心をもって。法律・条例を変える力につながる仕事。

小林 消費生活相談員をめざす方がふえてきたのは心強いかぎりです。なにかアドバイスがあれば……。

松本 まずなによりも、あたたかいハートを失わないでほしいということですね。法律をしっかりと身につけることは当然ですが、それと同じくらい、あたたかい心と正義感とこまやかな感性と好奇心が必要だと思っています。

被害者の方にとって、消費者センターは敷居が高いものです。それをこらえて、やっとの思いで相談されるのですから、電話にせよ来所にせよ、

まずはあたたかくお迎えして、心も耳も傾けてお話を聴くことが大事ですし、「常識的に考えて、これは少しおかしい」とか、「いまここで止めない」と被害が拡大するのではないかと「これが、ピンと来るような感性も育てていただきたいですね。なおかつ的確に聴き取ることも大切です。「相談者が何もいわなかったから、相談員も知らなかった」という態度ではなく、当事者の身になり、相手の気持ちに共感して、「何か解決方法はないだろうか」と考えながらお話を聴いていく

と、隠れていた被害もつぎつぎに見えてくる可能性があります。ご自分が被害にあっていると認識されていないケースも意外に多いのですが、相談員が「私はあなたと同じ気持ちですよ」という気持ちでぞんぞんと出てくるわけです。小林 そんなふうによりそっていたら、相談する側はとも力づけられると思います。

松本 その意味では、相談員にしかできないこともあると思うのですよ。たしか2005年ごろの事例だったと思いますが、ある高齢者の家では屋根裏に不要な耐震補強の金具がスキマなく張りめぐらされ、17坪しかない床下には湿気取りの換気扇が複数台置かれていました。複数の住宅リフォーム会社に「食い物」にされていたのです。大半の業者は行方不明でした。すでに工事も支払いも完了していたので、当時の割賦販売法では支払い済みの返金を要求できません。しかし、支払い済みのなか

が同じ目にあわれたら、どう思いますか。おたくはそういう業者にお金を貸したのですよ。法的には返金を要求できないことはよく承知していますが、業者と同じ責任があるのではありませんか」と訴えました。業者は倒産していま

したが、信販会社は既払い金の一部を返金してくれました。小林 ときには法律の枠を越えて、被害者の救済のために奔走なさってきたのですね。しかも、いまお話しになったようなケースは、現在の割賦販売法では返金を要求できま

すよね。さまざまな事例を積み重ねて、それを行政のなかできちんと発信してこられたからこそ、法律や条例の改正というかたちで結実したのだらうと思います。松本 うれしいですね。消費者の訴える相談事例の積み

重ねが、法律の改正につながったと思います。消費者被害は未然に防ぐことが第一ですから、日々の相談活動なかでつかんだことを国の法律や地方自治体の条例などの中に反映させることも、相談員の重要な仕事だと思います。

これからの消費者と生協に期待すること 「くらしの安心・安全」を地域のすみずみに

小林 新しい消費者基本法では、消費者は「権利の主体」であると定められました。これからの消費者はどうあるべきでしょうか。

松本 「だまされたほうが悪い」という考えは捨てて、被害を自分で訴えられるような消費者になってほしいですね。そして、被害回復にむけて自分の権利を行使できる消費者にならないといけないのではないかと思います。「相談解決の主体は消費者自身」です。

そのためには、「賢い消費者」「行動する消費者」を育てるような、真の意味での「消費者教育」を学校教育のなかにしっかりと位置づけていただきたいですね。

小林 小学校・中学校・高校・大学まで一貫して消費者教育を学べる場が提供されるというですね。学ぶという意味では、生協をふくむ消費者団体も大きな役割をもつていて考えています。松本 そうですね。とくに生協は、地域のすみずみに根をはった組織ですから、くまなく消費者教育を広げるという点では、いちばん適しているのではないのでしょうか。私も京都生協の組合員でして、いまはもっぱら店舗を利

用していますが、以前は地域で共同購入をしていました。地域班の班会は、近所の人たちとの貴重な情報交換の場でしたよ。小林 京都生協では、いまは外で働く組合員がたいへん多くなっていますので、班会というかたちで集まることはなくなりました。その代わりに「おしゃべりパーティー」を開こうという提起がおこな

われています。「おしゃべりパーティー」は、組合員であるかどうかを問わずに参加できて、ネットワークづくりや情報交換に役立っているようです。松本 そういう輪が地域のすべての人に届いたら、すばらしいですね。それと、ひとり暮らしのお年寄りに配達するときには、ただ商品を届けるだけでなく、一声かけていただければと思います。小林 認知症の初期には1種類の商品を大量に注文する

京都消費生活有資格者の会
京都で活動する消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員など、消費生活関連の資格を有する者で構成。府民の消費生活にかかわる調査・研究および消費者・企業・行政への啓発・提言などの活動をおこなっています。1996年に設立、2004年にNPO法人格を取得。
〒604-0965 京都市中京区柳馬場二条上る6丁目283番地の1階
TEL.075-211-2920 eメール: yuusikakusyanokai-opening@yahoo.co.jp

京都消費者契約ネットワーク
1998年の消費者契約法制定運動をきっかけに、消費者・消費生活相談員・消費者団体構成員・学者・弁護士・司法書士によって設立され、2002年にNPO法人格を取得。2005年、内閣府から消費者団体訴訟制度にもとづく適格消費者団体として認定されました。個々の消費者に代わって、急増している不当取引をやめさせ、不当約款を差し止める訴訟を提起するなどの活動をおこなっています。
〒604-0847京都市中京区烏丸二条下るヒロセビル5階
TEL.075-211-5920 eメール: mail@kccn.jp

プロフィール: 松本久美子(まつもとくみこ MATSUMOTO KUMIKO)
<経歴>
1976年12月 京都市消費者センター嘱託 消費生活相談員として委嘱される
2008年3月 京都市市民生活センター消費生活専門相談員を退職
<これまでの活動>
1972年~1977年 京都生活公害協議会 理事
1996年~2002年 京都消費生活有資格者の会 副代表理事
2004年~2008年5月 NPO法人京都消費生活有資格者の会 代表理事
2005年~ NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事
2008年5月~ NPO法人京都消費生活有資格者の会 理事



(写真撮影: 有田知行)

△東北地方太平洋沖地震▽ 今こそ助け合いの力を

2011年3月14日

日本生活協同組合連合会

会長 山下 俊史

○被災地の皆様へ

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、甚大な災害が発生しました。被災された地域の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。あわせて、救援活動のためご尽力されている関係各位の皆様にも、深く敬意を表します。

未曾有の災害が発生した被災地では、励ましあい助けあつて、困難に立ち向かつておられます。全国の生協は、困難な中での助けあいの心を共にし、被災地の皆様のくらしをたてなおすため全力を尽くしてまいります。

○全国の生協の組合員、役員の皆様へ

被災地の生協は、施設に大きな被害を受けながらも、組合員・役員一丸となって、水・食品・毛布等の提供や避難所の設置、炊き出しなど、

被災者のくらしを支えるために連日懸命な努力を続けています。

全国の生協は支援物資や車両の提供、募金などにいち早く取り組んでいます。日本生協連は地震発生直後に対策本部を設置、直ちに救援物資の第1便を輸送開始しました。先遣チームがみやぎ生協の現地対策本部と合流し対策実施にあたっています。

今後も、全国各地の生協とともに、生活物資のお届け、燃料の提供、支援車両の運行、医療支援、共済金給付など、被災地支援を最優先として取り組みを続けていきます。

甚大な被害を受けた被災地のくらしと、これを支える生協の事業活動を立て直すのは容易ではなく、全国よりさらに強い支援が必要です。既に各地の生協では、被災者救援募金の取り組みが広がっており、日本生協連においても3月14日、募金口座を設置しました。

皆様の力強いご支援を引き続きお願い致します。

京都災害ボランティア支援センターを設置

3月13日(日)、ひと・まち

交流館に、京都府災害ボランティアセンター・京都市災害ボランティアセンターの登録

団体代表が集合。東北地方太平洋沖地震にたいする京都府のボランティア支援組織として、「京都災害ボランティア

支援センター」を設置し、各団体が協力・共同して活動することを確認しました。

京都府生協連は京都府災害ボランティアセンターに団体登録しています。

府民、市民への要請

第1報として「府民、市民の皆様へ(お願い)」を発信することを確認しました。

テレビ・新聞等の報道をうけて、府・市の災害ボランティアセンターなどへボランティア活動についての問い合わせが数多く寄せられているなかで、「現時点」での見解と

「お願い」を発信しています。

京都府災害ボランティア支援センターからの「お願い」は、下記の通りです。

災害ボランティア支援資金について

京都府はじめ各種団体等を窓口とした被災者義援金が取り組まれていますが、ボランティア活動の推進に必要なものとして「災害ボランティア支援資金」の募金活動に取り組みことを確認しました。

「連絡先」

京都府災害ボランティア

電話 075-254-8815

HP <http://fu-saigai.v.jp/>

電話 075-354-8728
HP <http://kvcj.jp/>

【東北地方太平洋沖地震】にか
かる府民・市民の方へお願い
今回の大災害は「広域災害」
であり、相当の長期にわたり、
もちろん安全に細心の配慮を
行つたうえで、文字どおり国
民の総力を挙げたボランティア
支援を行う必要があります。
そこで現時点におきまし
て、両センターから府民市民
の皆さんに強くお願いします。

電話における現地へのボラ
ンティア情報の収集や、現地へ
の支援物資の送付などは、さ
らなる混乱を招く恐れもあり、
被災された方や救助を行う方
にとってかえって迷惑とな
り、迅速な救助活動等が行わ
れなくなる可能性があります。
つきましては、皆様方におか
れまして、直接現地へ電話
で問合せをされたり、訪問さ
れるなどのことはお控えくだ
さいますように強くお願い申
し上げます。

正確な情報が入り次第、本
ホームページにも随時情報を
アップいたします。ご支援や
ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

7

2011年京都府生協連 新春交歓会開催



京都商工会議所
龍不可止 理事



京都消費者契約ネットワーク
高橋英弘 理事長



京都府府民生活部
金谷浩志 部長



京都府生協連
小林智子 会長理事



京都府生協連
中森一朗 副会長理事

1月8日(土)、コープ・イン・京都で京都府生協連2011年新春交歓会を開催しました。
廣瀬佳代常任理事が司会を担当、小林智子会長理事が開会のあいさつをのべました。
来賓として、京都府府民生活部・金谷浩志部長、適格消費者団体・特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク・高橋英弘理事長からごあいさつをいただきました。
今年も地元選出の国会議員のみならず、はじめ、府議会議員、市議会議員の方が多数ご出席くださり、坂本茂事務局長からお名前の紹介をさせていただきます。
京都商工会議所・龍不可止理事による乾杯のあいさつで、会食・懇談に入りました。行政や議員のみならずはじめ、120人の方にご出席いただきました。
さいごに中森一朗副会長理事が会員生協の役員を紹介し、閉会のあいさつをのべました。



会員生協役員の紹介

ご出席いただいた国会議員のみなさん (順不同・役職は2011年1月8日現在)



民主党衆議院議員
平 智之さん



民主党衆議院議員
北神けいろうさん



民主党衆議院議員
泉ケンタさん



内閣官房副長官
民主党参議院議員
福山哲郎さん



なごやかに歓談



日本共産党参議院議員
井上さとしさん



民主党衆議院議員
山井和則さん



民主党衆議院議員
豊田潤多郎さん

**ご出席いただいた
京都府議会議員・京都市議会議員**

(敬称略・順不同)

公明党 京都府議会議員	もろおか美津
日本共産党 京都府議会議員	上原ゆみ子
日本共産党 京都府議会議員	さこ祐仁
日本共産党 京都府議会議員	西脇いく子
日本共産党 京都府議会議員	原田 完
日本共産党 京都市議会議員	河合ようこ
日本共産党 京都市議会議員	蔵田 共子
日本共産党 京都市議会議員	山中 渡
民主・都みらい 京都市議会議員	鈴木 正穂

祝電・メッセージをいただいた方

(敬称略・順不同)

民主党 衆議院議員	泉ケンタ
民主党 衆議院議員	平 智之
民主党 衆議院議員	山井和則
民主党 参議院議員	松井孝治
日本共産党 衆議院議員	こくた恵二
日本共産党 参議院議員	井上さとし
民主・都みらい 京都市議会議員	中野洋一



京都大学観風会のみなさんによる祝賀の演奏

「きょうと食の安心・安全フォーラム」を開催

「知って安心・食べて納得」みんなで築く「食の信頼」をテーマに

1月28日（金）、京都府庁職員福利厚生センターで、開催されました。

主催は、きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会（京都府・京都府農業協同組合中央会・（社）京都府食品産業協会・NPO法人コンシューマーズ京都・京都府生協連）。開催されるのは今年で4回目です。府民約130人が参加しました。



京都府農林水産部食の安心・安全推進課・片岡光信理事

コンシューマーズ京都・あざみ祥子理事が司会を担当。

（社）京都府食品産業協会・人羅賢司理事の開会あいさつにつづき、京都府農林水産部食の安心・安全推進課・片岡光信理事が、「京都府における食の安心・安全の新たな取組み」について、同・野村英明副課長が「きょうと信頼食品登録制度及び京ブランド産品」について、報告しました。

「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者と「京ブランド産品」生産者の計8人による安心・安全の取組みの紹介をうけて、試食と意見交換がおこなわれました。京都府生協連・小林智子会長理事が閉会のあいさつをしました。

京都府生協連からは、廣瀬佳代常任理事、坂本茂事務局長、川端浩子事務局担当、岡本朋子事務局担当が参加しました。

平成22年度第2回食の安心・安全意見交換会



京都府健康福祉部生活衛生課・松井章課長

2月25日（金）、京都府庁職員福利厚生センターで、平成23年度食品衛生監視指導計画策定をテーマにした意見交換会が開催されました。

平成23年度京都府食品衛生監視指導計画の策定にあたり、京都府の食品衛生についての施策を紹介するとともに、計画に府民の意見を反映させるためにもたれたもの。

京都府健康福祉部生活衛生課・松井章課長の開会あいさつにつづいて、同課食品衛生担当・入江祐子副主査が「ふぐの取扱いに関する条例の改

正について」、千葉正広副課長が「平成23年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について」を説明しました。

京都府連合婦人会、新日本婦人の会京都府本部、NPO法人コンシューマーズ京都、京都府生協連など11人が参加。京都府生協連からは坂本茂事務局長、川端浩子事務局担当が出席しました。

昨年度計画との変更点の比較表をつくるなど、府民にわかりやすい内容となるよう、要望しました。

第2回日本生協連関西地連 食品安全推進会議

2010年12月15日（水）、コープきんき・大阪いずみ市民生協商品検査センター「コープ・ラボ」で、開催されました。

「コープ・ラボ」は、コープきんき事業連合・大阪いずみ市民生協が共同で2010年7月に開設した商品検査センター。施設見学のうち、「衛生学習（きれいに手洗いでき

たかな！）」と「食生活学習（自分の味覚を試してみよう！）」の体験学習をしました。

ついで、日本生協連組合員活動部・片野緑さんが「生協の充実強化について」のテーマで報告。大阪いずみ市民生協品質管理部「声」実現グループリーダー・信原正和さんが「大阪いずみ市民生協」の実現グループの取り組みを実践報告しました。

京都府生協連からは小林智子会長理事、坂本茂事務局長、川端浩子事務局担当が出席しました。



自分の味覚を試してみよう！

京都市食の安全安心推進計画
(仮称)案についての意見を
1月27日に提出しました。お
もな内容は以下のとおり。

(1) 目標値の設定がなければ、進捗状況についての認識評価をすることができず、執行管理が不明確な計画となります。標記計画案で目標値が設定されている項目が37、うち現状値との比較がおこなわれているのが28ありますが、現在と5年後の数値がまったく同じであるものが10、5%以下の改善にとどまっているものが6と、過半が現状値とあまり変わらない目標値となっています。以下、略。

(2) 目標値の設定については、「手段」の一部をもって目標値としている箇所(生産者に対する農薬の適正使用の指導)や、内容が抽象的で目標値が具体的に設定されていない箇所(大学生に対する食の安全安心情報の発信頻度の適正使用の指導)があります。

(3) 一方、「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証」取得施設数は、平成21年度55施設が5年で新規250施設となっており、この間の取得状況を数倍する設定で、その根拠

がどのように考えられているのか、明記がありません。

(4) 「京都らしい」食の安全安心の取組の要素のひとつとして、「大学のまち、学生のまち」の特色を活かしてとのべられていますが、上記(2)に指摘した抽象性があり、また「学祭」の機会を取り上げての啓発など局所的な提案となつていいると思われます。本業である教育・研究のなかでの食の安全安心の取組を検討することや、学内で日常的な食を担っている大学生協との提携などが視野に入っています。

(5) もうひとつの「京都らしい」取組の要素とされている「京の食文化の継承」とくに観光旅行者への食の安全安心の取組については、具体的な施策提案・目標値の設定がありません。以下、略。

(6) 略

(7) 全体として、5年後の本市における食の安全安心行政および市民生活、食品関連事業者の取組等が、どのような姿になつているのか、そのありたい姿が計画案からは浮かび上がっていないと思われます。

京都市食育推進計画の骨子
(案)についての意見を1
月12日に提出しました。お
もな内容は以下のとおり。

(1) 「骨子案」は「それぞれの主体の役割を明確にしながら、引き続き府民のみなんで食育を推進する」ため、「京都府における食育推進の方向性」と、その取組の全体像を示すと、本計画策定の意義・位置づけを端的にのべています。このことは重要であり、支持します。

(2) 「基本理念」として、「誕生前から始める」「五感を使った体験」「食文化の伝承」の3つの視点がのべられていることは重要であり、支持します。とくに「『いただきます』の意味を誰もが理解し、感謝して、命と食を大切にしなければなりません」とのべ、「命と食の大切さを理解するために」「五感を使った体験を重視します」としていること、および「京都の食文化を次の世代に伝えていきます」としていることは、当会の食育活動の目的や実践結果からの教訓とまったく同一であり、おおいに共感しております。

(3) 「京都府の食育の取組状況」「食育をめぐる現状の課題」「取組の基本的な方向」の部分は、いずれも簡潔にのべられており、食育活動の推進に役立つものとして、支持できます。

(4) 「施策の展開」の部分では、「世代に応じた食育の推進」という視点が最初に出てくることは重要であり、支持します。「子どもは命と食の大切さを理解するための体験が不足」「学生等は知識と技術が不足しているために食が貧しい状況にある」「高齢者では新鮮な食料の入手が困難な状況、買物弱者が発生する」など、指摘されている現在の食生活状況については、当会の活動実践からも同感できるものです。

(5) 「施策推進のための関係者の役割とライフステージにおける留意事項」の部分においては、食品関連事業者・活動グループ(NPO等)の役割もふれられていません。当会および会員生協の食育実践のなかでえられた教訓等について行政・学校・他団体等に伝えていき、京都府内において豊かな食育活動が展開される

ようにつとめていきたいと考えております。

(6) もう少し強調していただいたらどうかという点がありつとあります。「参考」の部分でふれられている「京都府食の安心・安全行動計画」のなかでは「食の安心・安全に関する理解を『食育活動』をつうじて深めていく」という視点が出ていますが、さらに食育の課題を食の安心・安全の課題の「土台を形成するもの」としてラディカル(積極的・根源的)にとらえていくことが重要ではないかと考えています。そして食文化継承の課題も、食の安心・安全の課題と切り離さない視点を保持して、さまざまな実践を積み重ねていくことが必要ではないかと考えています。ご検討願えれば幸いです。

平成23年度京都市食品衛生
監視指導計画案についての
意見を1月27日に提出しま
した。

平成23年度京都市食品衛生
監視指導計画案についての
意見を3月9日に提出しま
した。

京都医療生活協同組合 山田亮三理事長を訪ねて

全国でただひとつの 眼科専門の医療生協として

中野眼科で知られる眼科診療所を京都市内4カ所で開設。一般眼科診療のほかレーザーを活用した手術・治療など、高度な診療もおこなっています。日帰りのできる白内障手術も評判です。

コンタクトレンズの研究・処方では50年以上の実績があり、毎年秋には、無料眼科健診を実施しています。山田亮三理事長と田中弘専務理事をお訪ねし、お話をうかがいました。

小林 京都医療生協さんは、たいへんユニークな生協で、しかも、たいへん長い歴史をおもちですよ。

山田 ええ、眼科専門の医療生協というのは全国でただひとつです。そして、設立されたのは1950年ですか



京都医療生協・山田亮三理事長

ら、60年以上の歴史になります。

小林 設立時はどんな社会状況だったのでしょうか。

山田 まだ戦後の動乱の余燼にあり、外地からの引揚げ者や戦争未亡人も多く、こうした方がたは当時の健康保険制度に加入することがむずか

しい時代でした。「自由診療」となってしまうので、お金がないと医者にかかれぬ。そのようななかで国民皆保険をめざす運動が大きくひろがっていきました。

当時、同志社大学出身で戦前の消費組合の指導的活動家であった秋田清二郎さんが協同組合の重要性を説いておられ、中野信夫先生が「医療の社会化」ということを主張されていきました。これらが結合して「医療生協をつくつたら」ということになりました。1950年に下御霊神社で510人の加入賛成のもとに設立総会が開かれました。中野先生は理事に就任しました。

きびしい経営状況のなかで

小林 山田先生が理事長に就任されたのは2004年とおうかがいしていますが、いま医療をめぐる状況は、診療報酬がカットされるなど、経営を成り立たせるのがたいへんと思えますが。

山田 うちがコンタクトレンズ専門クリニックでもあります。その検査料が2006年に大幅に引き下げられ、経営は「激震」に襲われました。しかし、「コンタクトレンズ処方管理は医療」という立場を貫いたことが患者さんの圧倒的な信頼を獲得し、また役員協力のもとに経営強化を期しています。

最新の技術と信頼される職員

山田 75歳以上の方の視力障害の約2割をしめ、最近増加傾向にある黄斑変性にたいする眼球内注射という先端技術診療も定着してきています。

小林 そのような歴史のなかでつちかわれてきた京都医療生協さんへの信頼というのは、ほんとうに大きなものがありますね。

山田 患者さんの立場でよい医療を提供すること、職員を大事にすることが、当医療生協の伝統です。それが患者さんの信頼をつちかっできました。

組合員をふやす取組み

小林 2007年に生協法が改正されて、組合員でない方への診療所利用にたいする

考え方が変更されましたが、どのように対応されておられますか。

山田 これまで行政の認可をうけてきたことからの大転換をはからなければならぬとなりました。



京都医療生協・田中弘専務理事

田中 これまでは、員外利用の許可をうければ、組合員でない方の診療に制限はありませんでしたが、生協法の改正により、員外利用に全事業高の50%までという上限がもうけられ、対応をせまられています。

山田 組合員の利用の基準については法的要求事項で、実行する以外にはありません。基準に達するよう、全力をあげて取り組んでいるところです。

小林 役員・職員のみならずが一体になって組合加入の推進に取り組んでおられるとうかがいましたが……。



京都府生協連・小林智子会長理事

必要とされる人に生協の事業が利用されているか

山田 最近、「食の砂漠」(フード・デザート)とか、「買物弱者」という言葉を聞きますが、生協は社会的にほんとうに必要とされる人のところに入りこめているのだろうか、そんなことを考えるときがあります。

小林 お母さんが地域生協の組合員、お父さんが府庁生協の組合員、息子さんが大学生協に入っていて、おばあさんが医療生協でお世話になっています。そして家族全員が生協の共済を利用しているというような状況が生まれていきます。

消費者運動と医療

山田 医療生協が提起した「患者の権利章典」は、多くの医療分野によい影響をあたえてきました。患者さんにきちんと情報を提供し納得いただくまで説明をしながら、医療計画を患者自身が選択・決定していくという「インフォームド・コンセント」の取り組みがかなりすすんできました。これは、患者の権利・消費者の権利というものが広く認められ、前進してきたということです。

小林 生協は、食生活の安全・安心や健康づくりについて、消費者じしんが学ぶ機会をつくる取組みを大切にしてきました。

山田 患者さんと医療に従事する者との情報格差は大きなものがあります。「知る権利」のためにも、「学習する権利」を大切にしていきたいものです。

会員生協間の交流・連携

小林 京都府内の生協がもつと交流・連携をふかめることによって、互いに学びあえたらいいですね。

山田 「ヒト」を理解し、生涯を健康にすごせるように手助けすることも、私たちの仕事です。また、患者さんと医療担当者がお互いに尊重しあう、「診療の和」をひろげていきたいと願います。

小林 きょうは、ご多忙のところ、ありがとうございます。

山田 おかげさまで大きな成果をあげています。この1年間で800人の方にあらたに組合員になっていただきました。

この取組みをおこなうなかで、医療生協の一員であるという点での意識改革が職員のところでもずいぶんとすすんできたように思っています。

全国連合組織がスタート

小林 このほど日本医療福祉生活協同組合連合会(医療福祉生協連)が設立されましたが、これからのような活動がすすめられるのでしょうか。

山田 これまでは日本生協連医療部会として活動してきましたが、基本的に大きく変わるところはありません。

ただ自由裁量的な部分が増えてくることはまちがいません。たとえば、厚生労働省との折衝は医療福祉生協連が直接担当することになりますし、医療器具や薬の共同購入などもできるようになります。

小林 この間、急浮上してきたTPP(環太平洋連携協定)問題について、「健康の視点」からの見解を出されていますね。

田中 会長談話という形で参加中止を要望しています。医療制度がTPP問題にかんする論点のひとつにあがっています。混合診療に道を開く方向への大きな転機となることが懸念されており、国民皆保険制度をくずすことになりかねません。

山田 眼科は診療のために装置が必要になる分野なので、患者さんには来院していただいています。しかし、小さなコンピュータ医療機器がかなり開発されてきましたので、将来は眼科の在宅医療も可能になってくるのではないかと思われれます。

山田 医療生協では「健康大目」を開催して、患者さんへの健康についての情報を中心に、医療についての体系だつた考え方や日常のくらしに役立つ保健知識などをお伝えする活動をおこなっています。

京都医療生活協同組合

代表者/理事長: 山田 亮三
専務理事: 田中 弘
所在地/京都市中京区聚楽廻東町2番地
視力センタービル地階
TEL.075-822-2286
事業高/12億0,121万円
組合員数/1万6,374人
設立年月日/1950年4月25日
<http://www.kyoto-iryoseikyoo.com>



近畿農政局と近畿地区生協府県
連協議会との意見交換会



近畿農政局・藤池淳次長

2月1日(火)、せいきよう会館で、京都府生協連・坂本茂事務局長の司会のもと、近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会が開催されました。意見交換会が開かれるのは、ことしで13回目。

今回は「日本の農業を元気にする」をテーマに、活発な意見交換の場となりました。

近畿農政局からは藤池淳次長はじめ7人の方が、生協からは近畿5府県の生協連・日本生協連関西地連の役員20人が参加しました。

開会にあたって近畿農政局・藤池淳次長、近畿地区府県連協議会を代表して京都府生協連・小林智子会長理事があいさつをのべました。

近畿農政局からの報告者とテ

ーマは以下のとおり。

企画調整室・中山直子室長「日本の農業を元気にするための施策展開と食料・農業・基本計画の進捗状況」「六次産業化について(戦略的取組を含む)」、食糧部・吉田耕作農政業務管理官(戸別所得補償制度担当)「農業者戸別所得補償制度の概要について」。

生協からは、各府県ですすめられている日本農業とのかかわりを大切にする活動事例を紹介、意見交換しました。

食と農のひろば

2月3日(木)、コープイン京都で、コンシューマーズ京都・京都府生協連共催「食と農のひろば2011」を開催しました。今年のテーマは「がんばる農家を応援しよう」生産者と消費者の対話が、多彩なマーケット



立命館大学講師・渡辺信夫さん

トをつくりだしている」で、これからの食と農について生産者と消費者が交流しました。64人が参加しました。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課・片岡光信理事があいさつされたのち、6つの事例報告がありました。テーマと報告者は以下のとおり。

京丹後市飼料用米生産組合・吉岡功光代表「京都生協」さくらこめたまご」の飼料米生産者の報告、コンシューマーズ京都・有地淑羽理事「こんなマーケットがほしい」、NPO法人京・流れ橋食彩の会・谷口美智子理事「京・流れ橋食彩の会」が提案するおしゃれなお菓子とお惣菜」、新日本婦人の会京都府本部・魚山栄子さん「新婦人と農民連の産直運動20年」、京都府立医科大学・府立大学生協・千種浩香さん「地域連携と組合員参加による鹿肉カレー開発」、コンシューマーズ京都・高田艶子副理事長「お米からつくる製パン機『ゴパン』」。

立命館大学講師・渡辺信夫さんから「消費者サイドから農家を支える意味をもう一度考えてもらい、このような取り組みをどう継続し前進させていくかが、こんごの課題。一人ひとりの暮らしにとって、いまが歴史的転換期だと認識してほしい」とのコメントがありました。

「男女共同参画」をテーマに
理事会公開学習会



日本生協連政策企画部・小熊竹彦部長

2月8日(火)、せいきよう会館で、日本生協連政策企画部・小熊竹彦部長を講師に招き、2010年度男女共同参画学習会を開催しました。

テーマは「生協の男女共同参画第3次中期的行動計画課題進捗状況と2020年ビジョンの中の男女共同参画について」。

他企業と生協の管理職の女性比率の比較や、コープネットの取り組み事例の紹介、目標をもって男女共同参画に取り組みることの重要性などについて講演されました。

理事・監事のほか、会員生協の役員ふくめ、27人が参加しました。

監事・役員研修会

2月16日(水)、せいきよう会館で日本生協連法規会計支援室・宮部好広室長を招き、監事・役員研修会を開催しました。テーマは「生協における監事監査の環境整備について」。

宮部室長は、2010年8月にまとめられた「監事監査実態調査報告書」をもとに、監事体制と監査業務のあり方について共通認識が形成されていない実情が見えてきたと指摘。監事を取り巻く環境の整備の重要性や今後の制度課題などについて、くわしくお話しいただきました。会員生協の役員など27人が参加しました。



日本生協連法規会計支援室・宮部好広室長



加藤進一郎弁護士

京都消費者問題セミナー
「高齢者ビジネスへの被害」

3月2日(水)、ハートピア

京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスへの被害」が、3月2日(水)、ハートピアで可決されました。提案された議案は満場一致で可決されました。

2月22日(火)、せいきょう会館で、京都府生活協同組合連合会2010年度臨時総会を開催しました。

2010年度臨時総会開催

京都で、京都消費者契約ネットワーク(KCCN)、コンシューマーズ京都、消費者支援機構関西(KCS)、京都生協、京都府生協連との共催により開催、70人が参加しました。

京都消費者契約ネットワーク「あざみ祥子理事(コンシューマーズ京都)が司会を担当、同・坂本茂理事(京都府生協連)が開会あいさつしました。

第1部では、京都府消費生活相談員・森順美さんより最近の被害事例の紹介がありました。まだ知られていないあらたな勧誘の手法、被害にあわなため、の防止法、被害にあつてしまった場合の解決法などについて話されました。

つぎに、京都産業大学法科大学院・高島英弘教授より「老人ホームの契約で注意したいこと」と、加藤進一郎弁護士より「増加する金融商品被害」についてご講演いただきました。

京都消費者契約ネットワーク・長野浩三理事・事務局長・弁護士が同ネットワークの活動紹介とあわせて、まとめ報告をおこないました。

高齢者ビジネスによる被害が増加し、新聞やテレビのニュースなどで報道されていることもあり、会場からも多くの意見や質問が出され、関心度の高さが感じられました。

2010年度近畿地区生協広域連携図上演習
～東南海・南海地震を想定して



府庁生協・今西専務理事を先頭に訓練

1月24日(月)、和歌山県農協会館で開催されました。関西地連大規模災害対策協議会が主催。近畿地区生協で5回目となる今回の広域連携図上演習では、

静岡県から九州にかけて広範囲で津波が発生、被害が広範囲に及び、近畿地区の各県生協は被災しながらも、甚大な被害を受けた和歌山県の生協への支援をおこなうというテーマでした。

参加は20生協73人。被災各生協では事前にフェーズⅠ(発災1～2日)の状況について検討し、演習当日は和歌山県のフェーズⅠの内容について、全体で確認しました。

フェーズⅡ(3～5日目)では、災害復旧と事業継続をテーマに、職員の安全と健康の確保、組合員の安否を確認。生活を支

会員生協との相互連絡防災通信訓練

阪神・淡路大震災から16年をむかえた1月17日(月)、震災時の教訓を生かして、2010年度全会員生協との相互連絡防災通信訓練を実施しました。

「午前7時に京都市内を震源とする震度7の地震が発生。各地で家屋の倒壊、一部道路の寸断が見られ、火災も発生している」と想定。

訓練内容は、(1)京都府生協連および各会員生協の災害対策本部設置と立ち上げ、(2)各会員生協の災害マニュアルにもとづき、被害状況の把握、連絡網の確認、職員の安否確認等、(3)京都府生協連災害対策本部(せいきょう会館内)と会員生協災害対策本部長(会員生協の専務理事等)との相互連絡、(4)京都府生協連災害対策本部による各会員生協訓練内容の把握。

全会員生協の専務理事や防災担当者が参加しておこないました。

「防災のつどい」を開催

会員生協との相互通信訓練をおこなった同日、せいきょう会館では、昼休みを利用して京都府生協連主催で「防災のつどい」を開催しました。



京都生協人事総務部・阪本覚総務チーフが発表

接しながら、行政の物資要請と地域復興の要請に最大限こたえていくために、日本生協連や各県の生協と連絡を取り合い、さまざまな現地の要請に対応していく過程を検証しました。

防災&情報研究所・坂本朗一さんから「県からの物資要請にたいするフォローが不十分」、「激甚な被災地における復旧・復興の方針が具体的にしめされなかつた」、「地連の情報収集や活動調整の拠点としての機能不足」などの指摘がありました。

京都からは、府庁生協・今西専務理事、大学生協京都事業連合・赤木一成役員室長はじめ、12人が参加しました。

おもな行事のお知らせ

京都府生協連理事會 公開学習会
日 時：4月12日(火)
午後3時30分～5時30分

会 場：せいきょう会館 4階第1会議室(京都市中京区烏丸夷川東南角)

参加対象：京都府生協連および会
員生協役員・組合員
テーマ：「消費者の願いからTPP
P問題を考えるために」
講 師：生協総合研究所
林 薫平氏

京都府生協連第58回通常総会
日 時：6月15日(水)
午後1時30分～5時(予定)

会 場：池坊学園洗心館6階第1
会議室(下京区四条室町
鶏鉾町49-1)

ピースバレード(2011年度
ピースアクション京都)

日 時：6月21日(火)
会 場：祇園石段下から京都市役
所まで

2011年国際協同組合三三
第22回京都集会

日 時：7月6日(水)
午後1時00分～3時20分
(予定)

会 場：キャンパスプラザ(予定)
テーマ：「2012年国際協同組
合年を記念して」(予定)

探訪

CO・PO・RI (コッポリ)

いつもの安心に、 シェフのひと手間



ベーカリー・こだわりセレクトアイテムコーナー



レストランコーナー

今回は、京都生協コープ桂店の跡地に2010年9月17日にオープンした、グリルレストラン・ベーカリー&マーケット「CO・PO・RI(コッポリ)」を訪ねました。

この施設を運営するのは、京都生協グループ会社の京都協同食品プロダクト株式会社などが出資している株式会社フードコープ。

産地の生産者と消費者である組合員をつなぎ、毎日安心して食べられる食材を届けてきた京都生協。その生協基準で選んだ食材を「プロがひと手間加えると、こんな形になります」と新しい提案をしています。

入って右手は、ベーカリーとこだわりセレクトアイテムのコーナー。安心・安全をテーマに、シェフが素材選びからこだわって監修した焼きたてのベーカリーや、厳選されたパスタ・ソースなどが販売されています。

左手はレストランコーナー。自宅ではなかなかつくりだせないソースやドレッシング、

メインのグリル料理、付け合せの野菜など、すべてにプロの技がみられます。

「生協商品への理解と、そのおいしさをいかに伝えられるかが重要」と、ご案内いただいた原光則副支配人は話されます。「組合員の方がたの期待も大きく、当初は不慣れなことであっても、その期待にそえないところがあつたが、

一步一步見直して喜んでいただけようように努力していま」と力強く語られました。

また、市場に回らない生協基準の食材をいかに活用できるか、「みつせ鶏」や「大山乳業」「鳥取牛」など京都



CO・PO・RI (コッポリ)



原光則副支配人

生協の産直商品として特徴のある食材をいかにアピールしていくか、などが今後の課題と話されました。「生協組合員のみならずには、なんらかの利用還元のできる仕組みを考えていきたい」とのことでした。

【所在地】京都市西京区桂千代原口56
【営業時間】・グリルレストラン
11:00～22:00 (21:00ラストオーダー)
・ベーカリー&マーケット
11:00～21:00
【定休日】なし
【電話】075-382-3315

